

財政制度等に関する調査の概要

調査の目的

- 財政健全化を進めるにあたっては、既存の制度等についても根本から適正性・妥当性を検証した上で、時代に即した制度に見直す必要がある。このような改正にあたっては、財政当局としての視点から、諸外国における諸制度の取組や制度官庁の調査が不十分な分野の調査等を行うなどの、独自のアプローチも不可欠である。本経費は、このような考え方の下、国内外の財政制度等の調査研究を行い、財政健全化に向けた取組に資することを目的とする。
- 諸外国における諸制度の取組や制度官庁の調査が不十分な分野の調査・分析、結果の取りまとめ等を行い、財政の健全化に向けた検討資料の充実を図る。当該事業を行う場合には、国の諸制度に関する知識を有するだけでなく、諸外国における諸制度との比較において国の諸制度を分析することも必要となり、かつ諸外国における諸制度の調査・分析には、外国語を習熟している必要もあることから、一般競争入札等により、高度な専門知識を有する者を委託先とするものである。

調査の概要

- 令和3年度において、調査実施に至らなかったが、想定する調査内容は以下の通り。
【諸外国政府における新型コロナウイルス感染症対策と財政制度、財政政策について】
 - 調査対象先：日本、アメリカ、カナダ、英国、ドイツ、フランス、イタリア等
 - 諸外国の財政制度所管省庁等からの聞き取り調査、関連法令等の資料の収集・分析等
 - 調査事項：諸外国における感染症対策に対する財政の観点からのP D C Aサイクルの在り方、感染症対策のための財源確保の手法、債務償還の在り方等

政策評価との関係について

○令和3年度政策評価における、当該事業が関係する政策目標は次のとおり。

政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進



政 1 - 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

○当該事業との関連については以下のとおり。

本事業は、諸外国における諸制度の取組や制度官庁の調査が不十分な分野の調査等を実施するものである。予算編成における重点的な配分に繋がるのみならず、財政健全化に向けた取組に必要であって、本事業の成果は、健全な財政の確保や重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進に資するものである。

○施策の測定指標と達成状況については以下のとおり。

- 測定指標 : 政1-1-1-B-1 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施
- 達成状況 : 令和3年度財務省政策評価書において、当該事業を含む施策（政1-1-1）については、「b 進展が大きくない」との評価になっている。